

滋賀県中小企業の 活性化の推進に関する条例

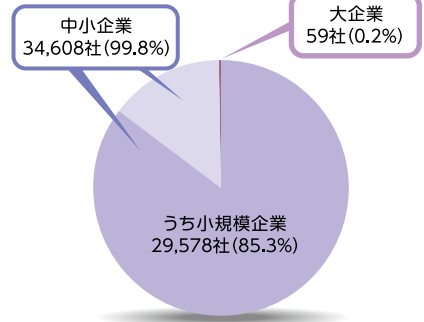


滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、
その主役である中小企業の活性化が不可欠です。
中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、
地域に貢献する企業として成長するよう、
様々な関係者による一層の連携と協力の下に、
中小企業の活性化を推進していくため、
「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく取組を進めています。

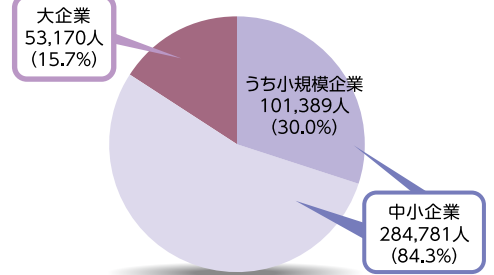
1. 制定の背景

- 本県の中小企業数は、県内企業の99.8%、従業者数も全体の80%以上を占めています。
- 中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変重要な役割を果たしており、滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠です。
- このようなことから、中小企業の活性化を推進するため、平成24年12月28日に「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、平成25年4月1日から施行しました。
- また、小規模企業者の位置付けを明確にするとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに位置づけるために、当条例を平成28年に一部改正しました。
- さらに、条例施行後10年間に於いて小規模企業をはじめとする中小企業を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じていることから、これらの変化に対応し、中小企業活性化施策をより効果的に推進するため、当条例を令和6年に一部改正しました。

滋賀県における企業数
34,667社



滋賀県における従業者数
(会社+個人事業所の従業者数)
337,951人



【出典】中小企業白書2023年版(中小企業庁)

- 中小企業とは、中小企業基本法第2条の規定に基づき、おおむね以下のような会社、個人をいいます。
 - 製造業その他……………資本金 3億円以下/従業員300人以下
 - 卸売業……………資本金 1億円以下/従業員100人以下
 - サービス業……………資本金5千万円以下/従業員100人以下
 - 小売業……………資本金5千万円以下/従業員 50人以下
- 小規模企業とは、上記のうち、従業員が、製造業その他では20人以下、他は5人以下の会社、個人をいいます。

2. 滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例のしくみ

● 基本理念

中小企業の活性化のための6つの基本理念(基本的な考え方)を定める

● 施策の基本

(令和6年改正(内容追加等))

中小企業の活性化に関する県の施策の基本となる方向を定める

- (1)中小企業の新たな挑戦および地域社会の課題解決の取組の円滑化
- (2)中小企業の人材に関する取組
- (3)中小企業の経営基盤の強化
- (4)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

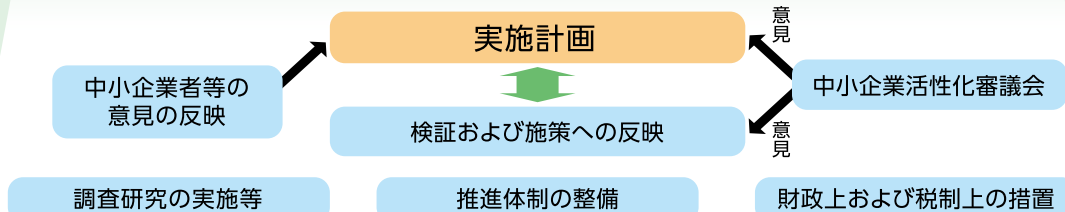
● 県、中小企業者、関係者等の役割等

- 県の責務
- 中小企業の努力
- 中小企業に関する団体の役割
- 大企業者の役割
- 大学その他の教育研究機関の役割
- 金融機関の役割
- 県民の役割

● 連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策実施に協力するよう努めることとします

◎ 施策の推進のための仕組み



● 滋賀県ちいさな企業応援月間

県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進(平成28年追加)(令和6年改正(7月に変更))

中小企業の活性化を推進し、本県の経済および社会の発展に寄与

3.

基本理念

中小企業の活性化は、 次の考え方に基づき推進していきます

1. 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
2. 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること
(平成28年追加)
3. 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること
(平成28年一部改正)
4. 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
5. ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が活かされること
6. 県、中小企業者、中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること

4.

責務、役割等

中小企業を地域の経済や社会の主役と捉え、関係者が連携して中小企業の活性化を支援していきます



県の責務

中小企業活性化施策を総合的に策定・実施します
中小企業者、関係団体等、国、市町等と連携し、情報提供、支援等を行います

中小企業に関係する団体の役割

中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めることとします

大企業者の役割

中小企業者との取引の拡充、研究開発への支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします

中小企業者の努力

経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めることとします

商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めることとします

大学その他の教育研究機関の役割

中小企業者の研究開発、新規事業の創出、人材の確保・育成への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします

金融機関の役割

中小企業者の資金需要への適切かつ積極的な対応、経営改善への支援等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします

県民の役割

中小企業の活性化への関心と理解を深め、中小企業者が供給する物品の購入等により、中小企業の活性化に資するよう努めることとします



5.

施策の基本

4つの基本方向に沿って、中小企業活性化施策を展開していきます (令和6年一部改正)

1. 中小企業による自らの成長を目指す取組、地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組の円滑化

- ① 将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ② 県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③ 海外における円滑な事業展開の促進
- ④ 地域社会の課題解決の促進
- ⑤ 創業および新たな事業の創出の促進

2. 中小企業の人材に関する取組

- ① 人材確保
- ② 人材育成
- ③ 魅力ある職場づくりの推進

3. 中小企業の経営基盤の強化

- ① 資金供給の円滑化、経営改善
- ② 事業承継の促進
- ③ 受注機会の増大
- ④ 危機管理能力の向上

4. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- ① 製造業振興、地場産業振興
- ② 商店街（商業・サービス業）振興
- ③ 観光振興
- ④ その他、産業分野の特性に応じた事業機会増大

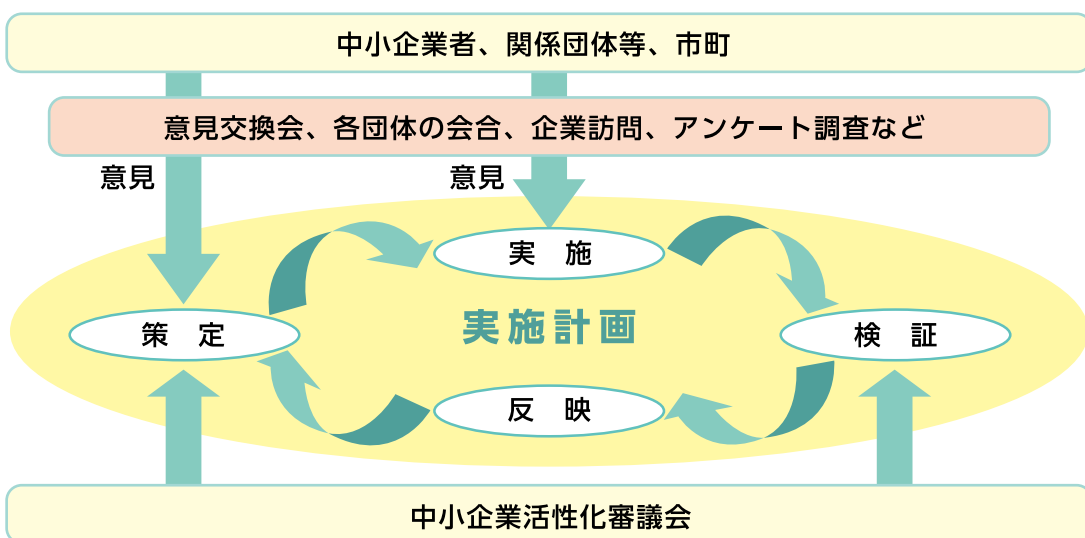
さらに、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します

6.

推進の仕組み

条例の実効性を確保するための仕組みを設け、着実に施策を実施していきます

- 中小企業の皆さんをはじめ、関係団体、市町などの意見をお聴きしながら、活性化施策を策定し、実施します
- 活性化施策をまとめた毎年度の実施計画に基づき、着実に活性化施策を推進します
- PDCA(Plan Do Check Action)サイクルにより、実施計画の実施状況を検証し、次の施策に反映します



滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例 (平成24年滋賀県条例第66号)

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組が促進され、その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ、その経営基盤が強化され、ならびに産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。
- (3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (5) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること。
- (6) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

- 第6条** 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
 - 3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
 - 4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第7条** 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

- 第8条** 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第5項までに定める施策を基本とするものとする。
- 2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。
 - (2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - (3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。
 - (4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - (5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
 - 3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。
 - (2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。
 - (3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。
 - 4 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 資金の供給の円滑化、経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善に関する支援体制の整備その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
 - (2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。
 - (3) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。
 - (4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。
 - 5 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

- 第9条** 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。
- 2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

- 2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、7月とする。
- 3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
付 則（平成28年条例第40号）
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
付 則（令和6年条例第36号）
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

[以下略]



7月は 滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

県内中小企業の9割近くを占める小規模企業は地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしており、滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、小規模企業をはじめとする中小企業（以下「ちいさな企業」といいます。）の活性化が必要不可欠となっています。

県では、平成26年に施行された「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえ、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を改正し、10月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として位置づけました。

令和6年には、国の「中小企業魅力発信月間」と一体的な広報を行うため、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を7月に変更しました。

関係団体等と連携して、ちいさな企業が担う役割や魅力を積極的に発信するとともに、ちいさな企業への支援策や諸活動等を積極的に実施するよう努めます。

中小企業の日 ～7月20日は「中小企業の日」・7月は「中小企業魅力発信月間」～



■ 中小企業の日とは

中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、定められた期間において、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベント等を開催する取組です。

■ ロゴマークの意味

日本経済を支えている多くの中小企業・小規模事業者を柱に見立て、緑の矢印で「企業の成長」を表現しています。昭和、平成、令和と時代が移りゆくなかで中小企業はいつの時代も日本経済を支え続けています。さらに日本を元気にするために“ホップ、ステップ、ジャンプ”と令和時代にさらに飛躍することの期待を込めつつ、中小企業庁のロゴにもある楕円の線とその先端の丸いオブジェクトを配し、不変の支援を続けていく決意も表現しました。



■ 中小企業庁ホームページURL

<https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/day.html>

お問い合わせ先：滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号

TEL 077 (528) 3733 FAX 077 (528) 4871
E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp

県等が実施する中小企業等向けの支援制度等の情報については、「しがの中小企業応援サイト」で随時お知らせしています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kasseika/index.html>

